

三条市公の施設使用料等の減免基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市長及び教育委員会が管理する公の施設（指定管理者が管理する施設を含む。以下「施設」という。）に係る使用料又は利用料金（以下「使用料等」という。）について、条例の規定に基づく減免の適用に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象施設)

第2条 この基準を適用する施設は、別表に掲げる施設とする。

(対象団体等)

第3条 この基準を適用する団体等は、基準1から基準5までの表に掲げる団体等とする。

(減免基準)

第4条 使用料等の減免は、別表に定める対象減免基準の区分に従い、基準1から基準5までの表に掲げる団体等につき、それぞれの基準に規定する割合を適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、市が共催する事業のために団体等が施設を使用する場合にあっては使用料等を免除し、又は市が後援する事業のために基準1及び基準2の表に掲げる以外の団体等が施設を使用する場合にあっては使用料等の3割を減額する。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、使用料等の減免の適用に関し必要な事項は、市長又は教育委員会が別に定める。

附 則（平成25年7月25日改正）

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に行われる使用料等の減免申請に適用し、同日前に行われる使用料等の減免申請については、なお従前の例による。

附 則（平成25年8月28日改正）

(施行期日)

- 1 この基準は、平成25年8月29日から施行する。

(経過措置)

- 2 この基準は、この基準の施行の日以後に行われる使用料等の減免申請に適用し、同日前に行われる使用料等の減免申請については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月31日改正）

(施行期日)

- 1 この基準は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成 27 年 9 月 16 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、平成 27 年 9 月 18 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 4 月 28 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、平成 28 年 4 月 29 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 12 月 11 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、令和元年 12 月 12 日から施行する。

附 則（令和 2 年 9 月 23 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、令和 2 年 9 月 23 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 31 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 4 月 1 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 4 月 1 日改正）
（施行期日）

- 1 この基準は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 24 日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 4 年 7 月 24 日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 8 月 23 日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、公示の日から施行する。

附 則（令和 5 年 10 月 11 日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、公示の日から施行する。

附 則（令和 6 年 7 月 20 日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、令和 6 年 7 月 20 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 27 日改正）

（施行期日）

- 1 この基準は、公示の日から施行する。

別表

対象施設

施 設 名	対 象 減 免 基 準				
	基準 1	基準 2	基準 3	基準 4	基準 5
三条市厚生福祉会館	○	○	○		
三条市島田会館	○	○	○		
三条市総合福祉センター	○	○	○		
三条市立保育所	○	○	○		
三条市立児童館	○	○	○		
三条市老人福祉センター栄寿荘	○	○	○		
三条市環境啓発施設	○	○	○		
三条市勤労青少年ホーム	○	○	○		
三条市産業開発センター	○	○	○		
三条市農業体験交流センター	○	○	○		
三条市農村環境改善センター	○	○	○		
三条市都市公園（有料公園施設） 〔大崎山公園（テニスコート）・六ノ町河川緑地（テニスコート）・ 総合運動公園（市民球場・多目的広場・運動広場）〕	○	○	○		
三条市教育センター	○	○	○		
三条市公民館〔各公民館・各分館〕	○	○	○		
三条市大崎会館〔本館・分館〕	○	○	○		
三条市青少年育成センター	○	○	○		
三条市立図書館	○	○	○		
三条市歴史民俗産業資料館別館〔文化芸術ギャラリー１及び２〕	○	○	○		
三条市諸橋博士漢学の里	貸室	貸室	貸室	入館	入館
三条市丸井今井邸	○	○	○		
三条市民プール	○	○	○		○
三条市体育文化会館	○	○	○		
三条市体育館〔栄体育館・大面体育館・下田体育館〕	○	○	○		
ウェルネスしただ	○	○	○		
三条市グリーンスポーツセンター	○	○	○		○
三条市野球場〔栄野球場〕	○	○	○		
三条市直江テニスコート	○	○	○		
三条市男女共同参画センター	○		○		
三条鍛冶道場	○			○	
三条市ものづくり拠点施設 〔地域交流施設（集会室、和室、調理室及び多目的ホール）〕	○	○	○		
三条市しらさぎ荘	○				
三条市八木ヶ鼻温泉保養交流施設 〔温泉保養施設（貸室）・スポーツ交流施設〕	○				
三条市八木ヶ鼻オートキャンプ場	○				○
三条市吉ヶ平自然体感の郷	○				○
三条市塩野渕多目的集会施設	○				
三条市保内地区交流拠点施設 〔庭園体験館 和室１及び２〕	○	○	○		
三条市農産物加工施設	○				
三条市農業体験学習施設	○				

三条市下田地域交流拠点施設	○				
三条市都市公園（有料公園施設）〔保内公園（保内休息所（茶室））・ 三条市かわまち交流拠点施設（会議室）〕	○				
三条市中浦ヒメサユリ森林公園 〔キャンプ場（バンガロー・テントサイト）〕	○				○

備考 表中の項目について、「○」又は文言で表示されている場合は、当該項目について、その基準を適用することを示す。この場合における「○」及び文言の意義は、次のとおりとする。

- (1) ○ 使用料等の全部に対して適用するものをいう。
- (2) 貸室 多目的ホール等の貸室の使用に係る使用料等の減免に適用するものをいう。
- (3) 入館 展示室の入館に係る使用料等の減免に適用するものをいう。

基準 1

使用料等を免除する団体等

団 体 名 等	備 考
三条市	
三条市内の私立幼稚園又は私立保育園	
三条市小学校体育連盟、三条市中学校体育連盟又は三市南蒲原郡中学校体育連盟	
三条市小中学校長会、三条市小学校長会又は三条市中学校長会	
三条市小学校教育研究協議会又は三条市中学校教育研究協議会	
三条市立大学	

基準2

使用料等の7割を減額する団体等

団 体 名 等	備 考
三条市総合型地域コミュニティ	
三条市自治会長協議会	
三条市の各地区自治会長協議会	
三条市の各行政区自治会（班を含む。）	
三条市の各地区自治防犯組織	
三条市老人クラブ連合会	
三条市老人クラブ連合会加盟老人クラブ	
三条年金受給者協会	
三条年金受給者協会三条支部	
三条市連合婦人会	
三条市連合婦人会加盟団体	
三条市民生委員児童委員協議会	
三条市地区民生委員児童委員協議会	
三条市内の社会福祉法人	
三条市ボランティア連絡協議会加盟団体	
三条市身体障害者福祉協会	
三条ろうあ福祉協会	
三条市聴覚障がい者協会	
栄遺族会	
三条地区保護司会	
三条地区更生保護女性会	
三条市文化団体協会又は各支部	
三条市文化団体協会加盟団体	
三条市音楽協会	
三条市音楽協会加盟団体	
三条ジュニア合唱団	
三条美術協会	
三条市生涯学習インストラクターの会	

新潟県教育委員会又は三条市教育委員会が指定した三条市内の文化財の保存団体	
三条市青少年育成市民会議又は各支部	
三条市青少年育成アドバイザーの会	
三条市子ども会連合会	
三条市子ども会連合会加盟団体	
三条市スポーツ協会	
三条市スポーツ協会加盟団体(三条市スポーツ少年団を含み、三条市小学校体育連盟及び三条市中学校体育連盟を除く。)	
三条市スポーツ協会加盟団体単位チーム(三条市スポーツ少年団登録単位団を含む。)	
三条市総合型地域スポーツクラブ	
三条市内の農業関係団体 (三条市内の各農区、にいがた南蒲農業協同組合、三条市内の農業者に関係する各土地改良区、中越農業共済組合、新潟県農業普及指導センター、三条市内の農業者の組織する団体)	三条市産業開発センター、三条市農業体験交流センター又は三条市農村環境改善センターのみ適用する。
三条市PTA連合会又は各支部	
三条市内の小・中学校PTA	
三条市内の小・中学校の町内PTA	
三条市内の幼稚園、保育所、保育園又は児童館の父母の会	
学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校 (ただし、三条市内の小・中学校及び幼稚園を除く。)	三条市中央公民館のみ適用する。
三条市さんちゃん健康体操認定サークル	
地域住民	三条市中央公民館・三条市嵐南公民館・三条市三条東公民館を除く各公民館及び分館、大崎会館及び分館並びに三条市農村環境改善センターに適用する。

※ 三条市スポーツ協会加盟団体(三条市小学校体育連盟及び三条市中学校体育連盟を除く。)、三条市スポーツ協会加盟団体単位チーム、三条市スポーツ少年団及び三条市スポーツ少年団登録単位団が三条市都市公園(有料公園施設に限る。)及び三条市民プールを使用する

場合にあつては、三条市都市公園条例（平成 17 年三条市条例第 154 号）別表第 5 及び三条市民プール条例（平成 17 年三条市条例第 189 号）別表の各備考に定める団体の利用料金を適用しない場合の利用料金の額の 3 割の額となるように利用料金を減額するものとする。

基準3

使用料等の3割を減額する団体等

団 体 名 等	備 考
ネットワーク三条加盟団体	三条市男女共同参画センターのみ適用する。
三条市教育委員会が認定した社会教育団体	
三条市内の文化財調査研究団体	
三条市以外の官公庁	
三条市が構成団体となっている一部事務組合	
学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（ただし、三条市内の小・中学校及び幼稚園を除く。）	三条市中央公民館、三条市都市公園（有料公園施設）及び三条市民プールを除く。

基準 4

個別施設の減免

1 三条鍛冶道場の減免

区 分	減 免 率
三条市内の小・中学校 P T A 又はそれに準ずる団体がものづくり教育活動のため施設を使用する場合	7 割 減 額
三条市内の産業経済団体等が市内全域又は全市民を対象として公共的又は公益的な事業を行うために施設を使用する場合	〃
三条市内の各自治会等又は三条市自治会長協議会が主催する総会、役員会又は地域全体の事業のため施設を使用する場合	〃
ものづくり体験研修のうち包丁研ぎ体験研修のため施設を使用する場合	〃
三条市以外の官公庁がその行政事務を遂行するために施設を使用する場合	3 割 減 額
三条市外の保育所又は小・中学校、幼稚園、高等学校、大学その他の教育機関が保育又は教育、研究等のため施設を使用する場合	〃
産業経済団体等がその事業活動を行うため当該施設の設置目的に沿って施設を使用する場合	〃
その他市長が認めた団体が、市長が認める事業を行う場合	〃

※ 産業経済団体等とは、主たる事務所等が市内にある団体で次に掲げるものをいう。

三条商工会議所、栄商工会、下田商工会、協同組合三条工業会、三条金物卸商協同組合、
三条商鐵組合、新潟県作業工具協同組合、

主に市内の利器工匠具製造業者で構成される任意団体

(越後三条鍛冶集団、三条利器工匠具連合会、三条鍛冶集団、三条庖丁組合、三条木鋏組合、
三条カンナ組合、三条バール組合、三条ハンマー組合、三条ラシャ切洋鋏組合、三条握小
鋏組合、三条喰切爪切組合、三条握鋏同業組合、三条鉋台組合、三条木創り舎)、

その他上記に準ずる団体等

2 三条市諸橋博士漢学の里（入館料）の減免

区 分	減 免 率
学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する市内の小学校、中学校、義務教育学校又は特別支援学校（以下「学校」という。）の児童、生徒（以下「児童等」という。）又はこれらの者の引率者が教育課程に基づく教育活動として入館する場合	免 除
児童等（市外の学校に通学する者を含む。）が土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日に入館する場合	〃
身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）の交付を受けている者、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）の交付を受けている者又は療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日付発児第 156 号厚生事務次官通知）の規定により療育手帳（以下「療育手帳」という。）の交付を受けている者が入館する場合	〃
身体障害者福祉法に規定する身体障害者更生援護施設若しくは知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）に規定する知的障害者援護施設又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に規定する精神課病院・施設の入所者若しくは通所者及びこれらの者を引率する職員が入館する場合	〃
身体障害者手帳に第 1 種身体障害者（身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（昭和 57 年 1 月 6 日付社更第 4 号厚生省社会局長・児童家庭局長通知）に規定する第 1 種身体障害者をいう。）として記載されている者、精神障害者保健福祉手帳に障害等級 1 級（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する障害等級 1 級をいう。）として記載されている者又は療育手帳に第 1 種知的障害者（知的障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について（平成 3 年 9 月 24 日付発児第 811 号厚生省児童家庭局長通知）に規定する第 1 種知的障害者をいう。）として記載されている者が入館する場合で、その者 1 人につき 1 人の介助者が入館する場合	〃
三条市が主催する事業で入館する場合	〃

基準5

サンキッズカードの保有者又はその家族に対する減免

対 象 施 設	備 考
三条市諸橋博士漢学の里	免 除
三条市民プール	5 割 減 額
三条市グリーンスポーツセンター	〃
三条市八木ヶ鼻オートキャンプ場	〃
三条市吉ヶ平自然体感の郷	〃
三条市中浦ヒメサユリ森林公園 〔キャンプ場（バンガロー・テントサイト）〕	〃